



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

479	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	2
480	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(介護サービス指導課).....	2
481	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	2
482	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
483	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
484	〃	( " ).....	3
485	〃	( " ).....	3
486	〃	( " ).....	4
487	〃	( " ).....	4
488	〃	( " ).....	4
489	〃	( " ).....	4
490	〃	( " ).....	5
491	〃	( " ).....	5
492	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	5
493	〃	( " ).....	5
494	〃	( " ).....	6
495	〃	( " ).....	6
496	〃	( " ).....	6
497	〃	( " ).....	6
498	〃	( " ).....	7
499	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	7
500	道路の供用開始	(道路保全課).....	7
501	道路の区域変更	( " ).....	8
502	道路の供用開始	( " ).....	8
*503	水防法の規定により水防警報を行う河川	(河川課).....	8
504	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
505	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	9

### ○ 人事委員会告示

7	令和6年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	.....	10
---	--	-------	----

### ○ 教育委員会告示

3	指定文化財等の管理団体の指定	.....	13
---	----------------	-------	----

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	14
	〃	( " ).....	14
	〃	( " ).....	14

## 告 示

## 和歌山県告示第479号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 特約業者の氏名又は名称  
古座オイル株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
東牟婁郡串本町西向326-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
令和6年4月25日

## 和歌山県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401461	合同会社きみこ	ケアステーションきみこ	和歌山県海南市下津町下津1579番地	訪問介護	令和6.5.1	令和12.4.30
3071701167	株式会社ASXEED	ヘルパーステーションNICO	和歌山県紀の川市下井阪605番地	訪問介護	令和6.5.1	令和12.4.30
3071701175	株式会社表	ヘルパーステーションむぎ	和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口693-7	訪問介護	令和6.5.1	令和12.4.30
3071701183	株式会社ASXEED	デイサービスNICO	和歌山県紀の川市下井阪605番地	通所介護	令和6.5.1	令和12.4.30
3071800928	株式会社OhanA	訪問介護OhanA	和歌山県岩出市山51番地の11	訪問介護	令和6.5.1	令和12.4.30
3071800936	合同会社結	ヘルパーステーション結	和歌山県岩出市溝川251-1 ナナヤマ岩出110	訪問介護	令和6.5.1	令和12.4.30

## 和歌山県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30617901 62	株式会社ASXEED	訪問看護ステーションNICO紀ノ川	和歌山県紀の川市下井阪605番地	訪問看護	令和 6.5.1	令和 12.4.30
				介護予防訪問看護	令和 6.5.1	令和 12.4.30
30621901 15	一般社団法人Gifted Creative	訪問看護ステーションHull	和歌山県日高郡印南町島田1676	訪問看護	令和 6.5.1	令和 12.4.30
				介護予防訪問看護	令和 6.5.1	令和 12.4.30

## 和歌山県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700 352	ローズ桃山	紀の川市桃山町調月1758-18	短期入所（併設型）	社会福祉法人桃の木会	紀の川市桃山町調月1758-18	令和 6.5.1

## 和歌山県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400 839	作業所ピヴォ	海南市且来14番地1	就労継続支援B型	特定なし	合同会社MMW	海南市且来23番地19	令和 6.5.1

## 和歌山県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400 821	ケアステーションきみこ	海南市下津町下津1579番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	特定なし	合同会社きみこ	海南市下津町下津1579番地	令和 6.5.1

## 和歌山県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021000744	グループホームやまうち	橋本市隅田町山内1921-4	共同生活援助	特定なし	社会福祉法人敬英福祉会	大阪府寝屋川市葛原二丁目4番31号	令和6.5.1

## 和歌山県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011701111	ヘルパーステーションむぎ	紀の川市貴志川町井ノ口693-7	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社麦	紀の川市貴志川町井ノ口693-7	令和6.5.1

## 和歌山県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011701103	ヘルパーステーションNICO	紀の川市下井阪605番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社ASXED	和歌山市有家377-7	令和6.5.1

## 和歌山県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011701129	レイモンドハウスI	紀の川市桃山町元918-3	短期入所（空床型）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人樟椽会	紀の川市古和田240	令和6.5.1

## 和歌山県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800657	重症心身障がい児デイサービストムテンジュニア岩出	岩出市西国分676-1 南2号室	生活介護	重症心身障害者	株式会社Primas	大阪府阪南市黒田382番地の1	令和6.5.1

## 和歌山県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800640	ヘルパーステーション結	岩出市溝川251-1 ナナヤマ岩出110	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	合同会社結	岩出市南大池6番地27	令和6.5.1

## 和歌山県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800632	訪問介護OhanA	岩出市山51番地の11	居宅介護	特定なし	株式会社OhanA	岩出市山51番地の11	令和6.5.1

## 和歌山県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
エバグリーン薬局紀三井寺店	和歌山市布引743-2	森勇太	令和6.4.1

## 和歌山県告示第493号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
スマイル薬局有田店	有田市箕島61-5 ABCビル202号室	清水洋育	令和 6.4.1

**和歌山県告示第494号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Family Feelings	有田市宮崎町580番地8	訪問看護ステーションことり	令和 6.4.1

**和歌山県告示第495号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
しろ薬局	田辺市湊41番地28号	横山知広	令和 6.4.1

**和歌山県告示第496号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Y's	岩出市野上野99-21	訪問看護ステーションだるま	令和 6.4.1

**和歌山県告示第497号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
耳鼻咽喉科ごとう医院	有田郡湯浅町湯浅128-2	後藤浩伸	令和 6.4.1

**和歌山県告示第498号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人城北の杜	和歌山市万町7番地 サピリア石倉ビル3階	在宅ケアセンター城北の杜ふらす	令和 6.5.1

**和歌山県告示第499号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

モンティグレ

和歌山県和歌山市七番丁26-1外9筆

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第1403号

## 3 意見の概要

産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管されたい。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年5月10日から同年6月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第500号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番516地先から同町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番589地先まで

供用開始の期日 令和6年5月10日

**和歌山県告示第501号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字榎川字下新田1428番1地先から同町大字榎川字寄峪1448番1地先まで	旧	4.59 } 7.95	47.08	
同上	新	6.17 } 15.66	47.08	

**和歌山県告示第502号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字下新田1428番1地先から同町大字榎川字寄峪1448番1地先まで

供用開始の期日 令6年5月10日

**和歌山県告示第503号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、知事が水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

水系名	河川名	区 域
紀の川	和田川	常盤橋上流750mの地点 左岸：和歌山市大河内地先 右岸：和歌山市大河内地先 から和歌川合流点まで

亀の川	亀の川	左岸：尼久仁橋下流150mの地点 和歌山市本渡 右岸：尼久仁橋上流800mの地点 和歌山市本渡 から海まで
-----	-----	---

## 和歌山県告示第504号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3665	海南市且来字大場974番1の一部	和歌山市手平四丁目1番4号 みやびホーム株式会社 代表取締役 藪雅仁	令和 6. 4. 23	6. 00	70. 54

## 和歌山県告示第505号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和6年5月10日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と2の地点を結ぶ令和2年2月18日付け和歌山県指令港空第08190001号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. +2. 26mにより決定）、2の地点と5の地点を順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点）

北緯 34度12分32. 4690秒

東経 135度08分29. 6800秒

1の地点 基点から152度44分11秒 1, 685. 04mの地点

2の地点 1の地点から90度42分06秒 0. 74mの地点

3の地点 2の地点から181度00分01秒 16. 27mの地点

4の地点 3の地点から216度39分00秒 0. 52mの地点

5の地点 4の地点から271度03分13秒 0. 44mの地点

## (3) 面積

12. 23㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462地内並びに1660番1及び1660番462の地先  
公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点）

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

アの地点 基点から152度39分21秒 1,638.56mの地点

イの地点 アの地点から91度01分13秒 70.00mの地点

ウの地点 イの地点から181度01分13秒 100.00mの地点

エの地点 ウの地点から271度01分13秒 70.00mの地点

(3) 面積

7,000.00㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和6年4月24日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和6年5月10日

和歌山県人事委員会事務局長 湯 葉 努

令和6年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

< 育休任期付職員採用試験 >

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	6人程度	本庁における事務
	紀北	1人程度	紀北県税事務所における事務
農業	紀中	1人程度	有田振興局農林水産振興部における野菜の栽培指導、農業の振興に関する業務等

< 任期付短時間勤務職員採用試験 >

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間一般事務	和歌山A	1人程度	本庁における事務
	和歌山B	1人程度	本庁における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志

望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。  
 上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年6月30日（日）	和歌山市	令和6年7月18日（木）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和6年7月30日（火）又は同月31日（水）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和6年8月9日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験（択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は第2次試験の得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任

期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年5月30日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年5月20日（月）午前10時から同年6月7日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和6年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北） 農業（紀中）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（和歌山A）	おおむね7か月 なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
短時間一般事務（和歌山B）	おおむね3年4か月 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（和歌山A）	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（和歌山B）	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料等の月額は、おおむね以下のとおり（令和6年4月1日現在において高等学校卒業程度の学歴を有する者の場合の額）である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分等	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北） 農業（紀中）	179,445円（和歌山市又は橋本市が勤務地である場合） 173,463円（和歌山市及び橋本市を除く勤務地である場合）	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山A）	65,602円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山B）	46,308円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

#### 8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

#### 9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の得点及び順位	

#### 10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

### 教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第10条第1項の規定により、次の表に掲げる指定文化財等の管理団体を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月10日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

指定文化財等			左の指定文化財等の管理団体		
種別	名称	指定告示	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
記念物（史跡）	安居近世用水路 附 安居暗渠碑	令和3年和歌山県教育委員会告示第1号	白浜町	西牟婁郡白浜町1600番地	令和6年3月25日
記念物（史跡）	太田城水攻め堤跡	令和5年和歌山県教育委員会告示第3号	和歌山市	和歌山市七番丁23番地	令和6年3月25日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画市場（和歌山市中央卸売市場）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画（岡崎地区地区計画）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画（紀伊地区（2）地区計画）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課